

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 J R R-3 原子炉施設に係る定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年10月5日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、

千葉管理官補佐、岡田技術参与、小泉技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所研究炉加速器技術部 J R R-3 管理課長 他6名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、J R R-3 原子炉施設の定期事業者検査報告書について、資料に基づき説明があった。

- ・定期事業者検査においては、添付資料のとおり、原子炉の運転再開に必要な設備の検査を実施する。
- ・使用前検査及び使用前事業者検査は、令和元年1月までに設工認申請の認可を受け実施するものである。なお、設工認申請については13件に分割しており、その10、11及び13が未認可である。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・定期事業者検査を使用前検査及び使用前事業者検査の記録確認にて対応する場合等では、施設保全整理表にその旨が分かるように記載すること。
- ・使用前検査、使用前事業者検査及び定期事業者検査において、検査項目に漏れがないことの管理を実施すること。
- ・施設保全整理表に保全重要度の分類の考え方と方法を記載すること。
- ・試験研究炉用原子炉施設（船舶用の研究開発段階炉を除く。）の法令技術基準要求と定期検査の要否に関する分類表（試験炉__J R R-3 施設）の10条【定期事業者検査を行う場合の検査】の欄において、第33条に係る検査と同時に行うとされているが、他の欄も含めどの検査項目で実施するか記載すること。

○JAEAから、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：J R R-3 原子炉施設の定期事業者検査について

以上